平成２２年（フ）第５４８号
北海道深川市音江町１丁目４番26号
債務者　三上久美子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１号
北海道旭川市西神楽１線15号367番地の２
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２号
北海道上川郡東川町西町３丁目16番３号
債務者　渡辺　清美
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７号
北海道旭川市永山８条３丁目１番19号　誠コーポ102
債務者　鈴木　菊枝
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２号
静岡県富士市厚原1386番地の３
債務者　神出きよ枝
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第７４号
横浜市旭区南本宿町110番地19
債務者　杉田　嘉美
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２号
神奈川県海老名市大谷北２丁目１番８―105号
債務者　増山　　淳
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９８号
岡山市南区大福417番地５　２号棟
債務者　守屋　勘司
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８２６号
岡山県玉野市日比３丁目４番14号
債務者　平山　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９３４号
岡山市北区楢津935番地３
債務者　吉原　善子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９５０号
岡山市南区豊成２丁目９番28―901号
債務者　小河　紀子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５号
岡山市北区柳町２丁目３番５号　柳町エレガンスビル301号、前住所岡山市北区中井町１丁目３番１号
債務者　上林　俊之
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

免責審尋期日の取消

平成２２年（フ）第７３３号
静岡県浜松市東区有玉台２丁目31番３号
破産者　有賀　清江
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　平成23年３月18日午前10時30分と指定した免責審尋期日を取り消す。
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第４５号
宮崎県東臼杵郡美郷町南郷区神門1574番地イの２
破産者　田原　洋子
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第６６１５号
大阪市中央区南船場４丁目７番15号
破産者　フソー株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年３月３日まで
2　一般調査期日　平成23年４月11日午後３時30分
平成23年２月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２６０号
札幌市豊平区平岸２条13丁目２番20号
破産者　草嶋　俊明
1　破産債権の届出期間　平成23年３月４日まで
2　一般調査期日　平成23年４月27日午後２時
平成23年２月２日
札幌地方裁判所民事第４部